

広島県の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定について

参考資料

◀ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正 ▶ 【関係部分のみ抜粋】

(大綱の策定等)
 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の**教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱**(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の**総合教育会議において協議するものとする。**
 (総合教育会議)
 第一条の四 地方公共団体の長は、**大綱の策定に関する協議**及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、**総合教育会議を設けるものとする。**
 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、**その調整の結果を尊重しなければならない。**

- 【要約】**
- 知事は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の实情に応じ、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定める。
 - 知事は、「大綱」を定めようとするときは、総合教育会議で協議する。
 - 総合教育会議で協議・調整し合意した事項は、双方に尊重義務が生じる。

■「調整」とは・・・
 ⇒教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との**調和を図ること。**
 ■「協議」とは・・・
 ⇒「調整」を要しない場合も含め、**自由な意見交換**として幅広く行われるもの。

= 「大綱」への記載事項 =

大綱への記載事項は、知事の判断によるが、
 ▶ **教育委員会の権限に属する事項のうち、予算編成や条例提案など知事の権限に属する事務との調和を図る必要がある事項** ◀ 知事の専管事項については、特段の規定はない。▶

教育基本法第17条第1項
教育振興基本計画(第2期対象期間:H25~H29)
 第1部 我が国における今後の教育の全体像 4つの基本的方向性 第2部

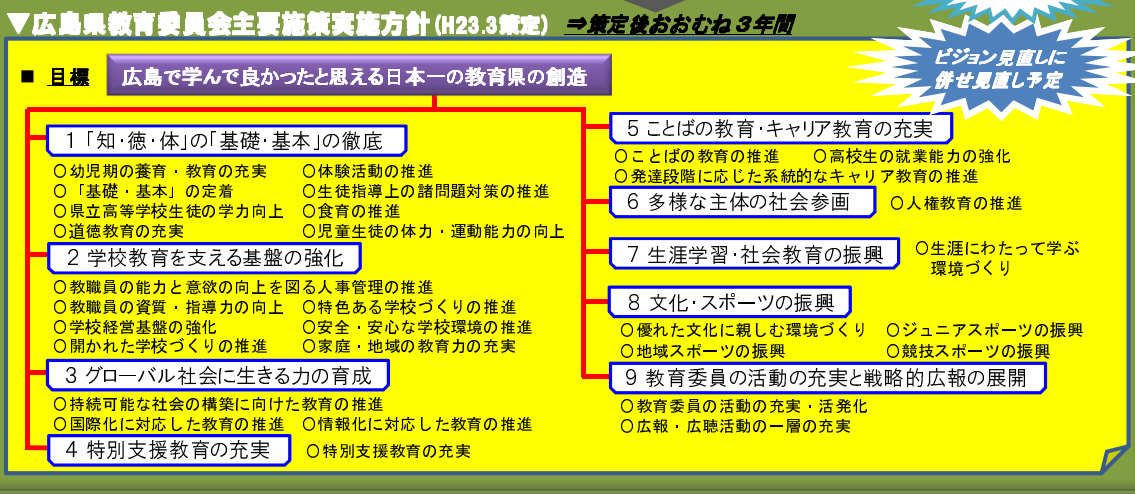
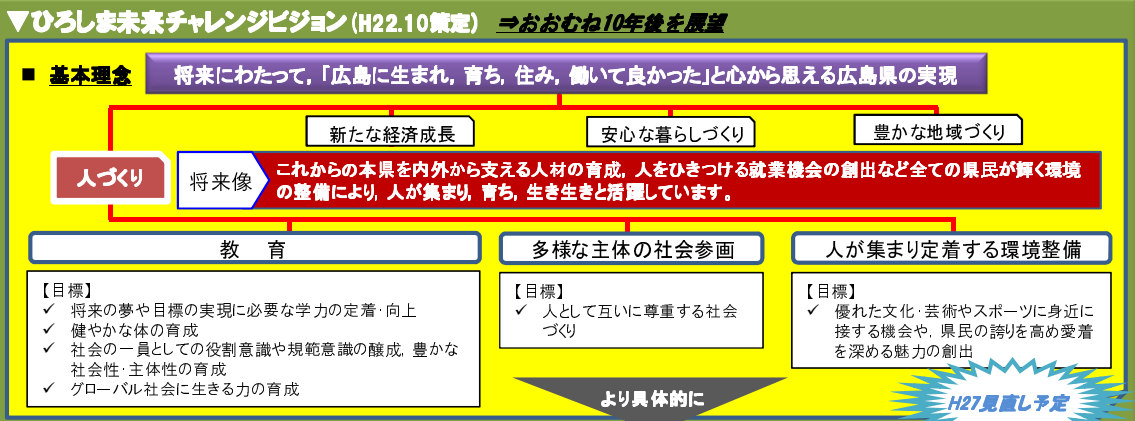
▶ 広島県の「大綱」は・・・

✓ 策定期間 ○年 ✓ 記載事項 □□□□の推進 □□□□の充実 □□□□の振興 など

踏まえた
検討

◀ **文部科学省が想定している内容** ▶
 【計画策定期間】4年～5年程度
 【主たる記載事項】**予算や条例等の知事の権限に係る事項についての目標や根本となる方針**
 ✓ 学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進
 ✓ 総合的な放課後対策
 ✓ 幼稚園・保育所等を通じた幼児教育・保育の充実

▶ 広島県の「教育振興基本計画」



【地域の实情】▶ 広島版「学びの変革」アクション・プラン(H26.12策定)

